



新 牛久ごみ ニュース

「家庭から出る木くず類」について

資源物として回収が始まった「家庭から出る木くず類」について

これまで、燃えるごみとして回収していた「木くず類」を、4月から「牛久市バイオマスタウン構想」に基づき、資源の有効利用を目的に資源物として回収しています。これにより、ごみ焼却量の削減や地球温暖化防止に寄与することができそうです。そのためには、分別の徹底など、皆さんのご協力が必要となります。また、木くず類の資源化処理は焼却処理に比べコスト削減にもつながりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

☆皆さんが集積所に出した「木くず類」は何になるの？

回収した木くず類は粉砕し、チップ化され、製紙原料や建材原料(木質ボード)、または化石燃料に代わるバイオ燃料などに生まれ変わ利用されます。

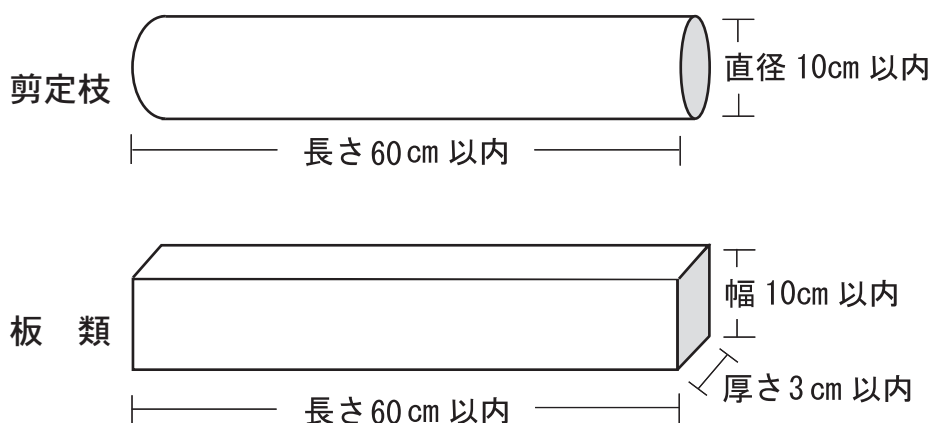
☆集積所に出せるのはどんなもの？

・剪定枝：長さ60cm以内、太さが10cm以内(下図参照)の枝を一人で持てる程度の束に縛ってお出してください。

・板類：長さ60cm以内・幅が10cm以内・厚さが3cm以内(下図参照)のもので、一人で持てる程度に縛ってお出してください。

※新聞紙や段ボールで包んだものは収集できません。

排出基準



【ご注意ください】

集積所に出せないものや資源に適さない「木くず類」があります。

・排出基準を超えるものは、収集車の荷室の詰まりの原因となりますので、集積所に出すことはできません。しかし、資源化工場(有)イーペック牛久(☎875・1215)にご家庭から直接持ち込んでいただければ、有料となりますが処理することができます。(処理費1kg当たり15円(消費税別途))

・刈り込み機などで細かく刈り込んだ葉や草などは、可燃ごみの日に指定袋に入れてお出ください。

・防虫・防腐剤などの薬剤を含ませた木材などは、資源物として適さないため可燃ごみとしてお

出してください。

・竹は資源化施設で処理ができないため収集できません。

※プラスチックが付いている木材はプラスチック部分を外してお出ください。

※4月～6月までは移行期間として、今までどおり燃えるごみの日にお出しただいても回収はしますが、資源物の日にお出してください。7月からは資源物の日のみ回収となります。燃えるごみの日に出された木くず類は、回収しませんのでご注意ください。

※木くず類の長さや太さについては、収集車に入る大きさをさらに検討し、変更がある場合は広報紙などでお知らせします。

今回は「平成19年度のごみ量」について報告します。

問い合わせ 市廃棄物対策課 ☎873・2111 内線1571

1572、牛久クリーンセン

ター ☎830・9333